

長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）について

1 目的

甚大な被害の発生が予想される糸魚川－静岡構造線断層帯等の地震から**県民の生命や財産を守る**ため、住宅や建築物の耐震化に関する第Ⅱ期計画（5年間）を策定 【根拠：耐震改修促進法 第5条】

2 計画期間

平成28年度～平成32年度（5年間）

※ 本計画（第Ⅱ期計画）は前計画（平成18年度～27年度、10年間）の耐震化の進捗状況を踏まえ策定

3 基本的な考え方

- 最近の北部地震、中部地震及び神城断層地震等の**教訓を踏まえ**、県民の生活基盤である**住宅の耐震化を促進**
- 「県と市町村との協議の場」（平成25年11月～27年5月）における協議に基づき、**県と市町村が連携**して耐震化に取り組む
- **建築関係団体と連携**し耐震化の啓発と耐震化支援への取組みを強化

【最近の県内における地震】



H23. 3月 北部地震
体育館の天井落下



H23. 6月 中部地震
屋根瓦等の破損



H26. 11月 神城断層地震
民家等の倒壊

4 耐震化の進め方

① 住 宅

耐震化率の目標：90%（H32） 現状 77.5%（H25）

長野県強靱化計画と連携

1 普及・啓発

(1) 耐震化しなければという意識の醸成

- 啓発資料の全戸配布等



(2) 知識の普及

- 県、市町村、建築関係団体が連携して住民に身近な地区公民館等での出張講座の開催

2 具体的な支援策

住宅・建築物耐震改修促進事業を活用

(1) 耐震診断

- 昭和 56 年 5 月以前に着工した住宅に対して耐震診断の支援

(2) 耐震改修【耐震化のための建替えを含む】

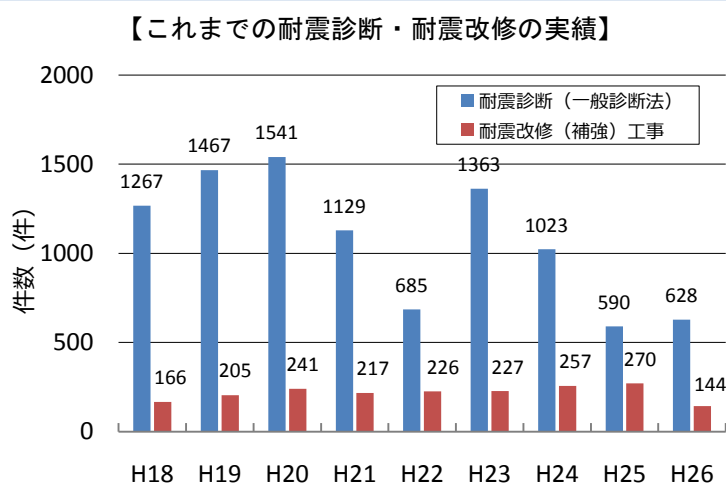
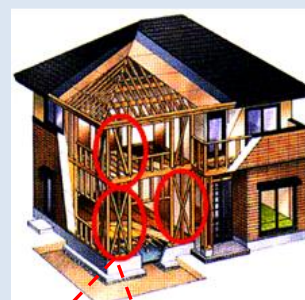
- 昭和 56 年 5 月以前に着工した耐震性の劣る住宅に対して耐震改修の支援

(3) 耐震設計

- 地域の原風景を構成する重要な要素である古民家の外観を生かした耐震補強への支援

3 耐震化を促進するための環境整備

- 信頼できる耐震改修工法等の普及、技術者の育成



【耐震改修工事】



② 多数の者が利用する建築物

3階以上かつ延べ床面積1,000㎡以上の、学校、ホテル・旅館等

耐震化率の目標：95%（H32） 現状 89.7%（H27）

長野県強靱化計画と連携

1 用途・規模に応じた目標の設定

(1) 用途に応じた目標の設定

- 子供たちが利用する施設である学校等（幼稚園、保育所、小・中学校、高校）の耐震化の促進

【目標 H32 100%】

(2) 規模に応じた目標の設定

- 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の促進
(3階以上かつ延べ床面積5,000㎡以上のホテル等)



【目標 H32 までに耐震化を完了】

2 具体的な支援策等

(1) 耐震診断

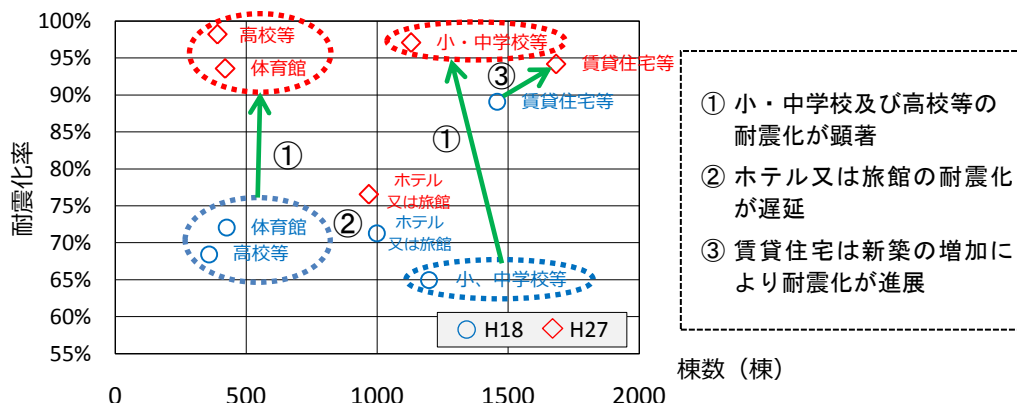
- 昭和56年以前に着工した一定の用途・規模の建築物に対して耐震診断に支援

住宅・建築物耐震改修促進事業等を活用

(2) その他

- 各施設の主管関係部局（教育・観光等）と連携して耐震化を加速
- 要緊急安全確認大規模建築物の所有者に耐震化を支援
- ホテル・旅館や災害拠点病院等の耐震化の啓発及び促進

【用途別に見た耐震化の状況】



③ 緊急輸送道路沿道建築物

避難路の指定と耐震診断の促進

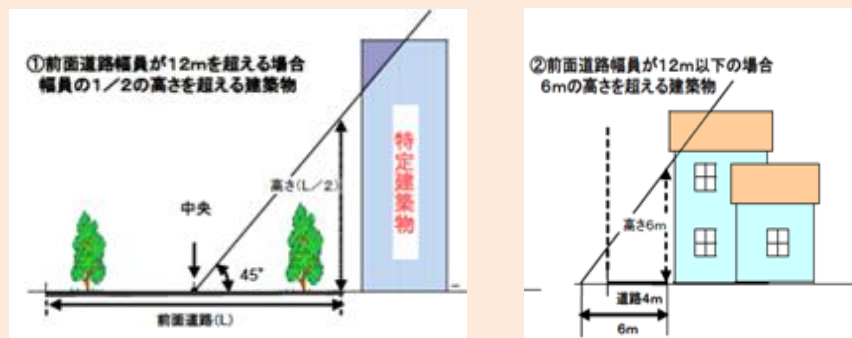
平成 26 年度及び 27 年度に実施した緊急輸送道路の沿道建築物の調査結果を踏まえ、道路の指定に向けた検討を進め、指定後、耐震診断に着手

○ 指定を検討すべき路線延長※ : 約 103 km

※ 緊急輸送道路等のうち県全体の骨格となる路線の建築物が密集する区間 (D I D 区域 : 人口集中地区)

○ 上記路線を全て指定した場合の対象棟数 (推計) : 約 800 棟

【前計画の実績等】 H26、H27 に沿道建築物の実態調査を実施



④ 公共建築物(県有施設)

災害拠点施設の割増補強、 吊り天井の落下防止等を実施

1 構造体の耐震化や非構造部材の耐震対策

(1) 新耐震で建設された災害拠点施設等の割増補強

○ 合同庁舎、警察署 など

(2) 吊り天井等の非構造部材等の耐震化

○ 避難施設としても利用される学校体育館の吊り天井 など

(3) 災害拠点施設でない中規模施設の耐震化

○ 中規模の庁舎 など

2 具体的な方針等

平成 32 年度まで計画的に実施するため
第二期県有施設整備プログラムを策定

【これまでの実績等】

・ 県有施設整備プログラム対象施設 1,233 棟の耐震化を全て完了 (災害拠点施設や大規模施設は、震度 6 強～7 程度でも倒壊しない。)

